

支出項目 政務活動費 研修・会議費

No.1

29 月	年 日	内容	支出額 (円)	累計額 (円)
11	27	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたシンポジウム (加藤議員)	4,340	4,340
2	8	第20期 自治政策特別講座「予算審議と自治体議会の責務」 (加藤議員)	34,720	39,060
		合計	39,060	

出張旅費計算書

摘要	絆ちがさき 東京日本橋タワー地下2階 (東京都中央区日本橋2-7-1) (政務活動費)			出張者名 氏名	加藤 大嗣		
期間	平成29年11月27日 1日間			随行者名 氏名			
	経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)
	茅ヶ崎—東京 (JR東海道本線)	1		58.6	970		1,940
	東京—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			58.6	970		
	計	1	0	117.2	1,940	0	(A) 1,940
		日数		単価(円)			
	日当	1		2,400		(B) 2,400	
	参加費	1		0		(C) 0	
	合計	(A)+(B)+(C) 4,340			×	1	人 4,340

政務活動報告書

平成29年11月30日

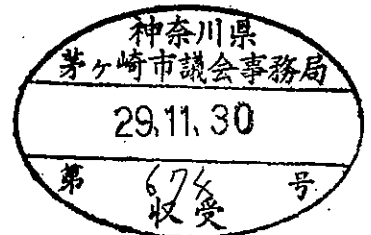
茅ヶ崎市議会議長
白川 静子 様

(会派名) 絆ちがさき
(氏名) 加藤 大嗣

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成29年11月27日(月) 14時00分～17時30分
目的 地 (研 修 地)	ベルサール東京日本橋 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー地下2階

政務活動の結果 (別紙のとおり)



H29, 11, 27(月)

東京2020 札幌・パソパシ競技大会 に向けた 交流会
2020年に向けた日本全国から心を盛り上げよう

日時: 平成29年11月27日(月) 14:00~17:30

会場: ハルホール東京日本橋

主催: (公財) 東京札幌・パソパシ競技大会 組織委員会

後援: 地方6団体

- 9:00~14:00 主催者等挨拶
- 14:25 東京2020 参画 9:00~14:00 事例紹介
- 14:40 文化芸術 パワースタッフ
- 15:10 (休憩)
- 15:30 ハルホール アクション
- 16:30 東京2020 参画 9:00~14:00 実務者説明会
- 17:30 終了

○主催者挨拶

小池百合子知事、尾崎大行都議会議長、佐藤広組織委員会
副事務総長より挨拶があった。

小池知事は、国民が参加し集まったリサイクル金属からメガロ
製作が史上初の試みであり、みな存じこる東京2020を
強調し、成功に導く意思を示した。

佐藤副事務総長は2000m³のEVAのびん等の廃棄に65自治体
より木材を提供し五輪終了後は使用した木材を船
で再利用する、又、大会の22外(予候補)を平成29年
12月頃に全国の小学生に12年毎に投票にいたすこと決定
すること他紹介があった。

東京2020考案のコンセプトは、岐阜県の地歌舞伎推進子の紹介
があった。

文化芸術日本2020は全盲の493/歌手橋本夏厚氏の
独唱と、京五輪音頭-2020-が振付家の井手秀太郎に
お披露出された。

最後にバスケの試合では、7-16-19-12-17-19
11-11-11-11-11-11、バスケでバスケ選手 藤田知子氏

好井由一選手 永里優季氏、(一社) 障害者自立推進機構
 幹事 中井亮氏 等十名以下、NPO法人を契機として
 障害者スポーツの理解の促進 について 講演会 実施が成功
 した。

亮氏は自身が障害者(右足小指の怪我)として
 41才で大学を中退した経験を経験、国體・人権・宗教
 (平和)・障がいのある人への金銭的支援(差別観)を軽減
 選手・観客・関係者が一体となること全般が参考となる素
 材として、永里選手(日本代表として出場)は、健常者
 が車いす障害者を路線バスに乗せることを自然に行うこと
 について、NPO法人が市民生活の場として活動していること
 について感動した。中井亮氏は 第20大会
 地域・全国・未来の4つの存在を選手としての重要視を認め
 られたこと、NPO法人としての活動を 第20大会の
 盛り上げに貢献したことを広く呼びかけた。

今日の会場で契機に 第20大会 村上市・NPO法人の活動
 が一層盛り上がり 未来が成功することと期待が

出張旅費計算書

摘要	絆ちがさき ラジオ日本クリエイティブ会議室(三共横浜ビル3階) (横浜市中区長者町5-85) (政務活動費)			出張者氏名	加藤 大嗣		
期間	平成30年2月8日・9日 2日間			随行者氏名			
経路	日数	泊数	キロ数	運賃(円)	急行料金(円)	金額(円)	
茅ヶ崎—横浜 (JR東海道本線)	1		29.8	580		580	
横浜—関内 (JR根岸線)			3.0				
関内—横浜 (JR根岸線)			3.0	580		580	
横浜—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			29.8				
茅ヶ崎—横浜 (JR東海道本線)	1		29.8	580		580	
横浜—関内 (JR根岸線)			3.0				
関内—横浜 (JR根岸線)			3.0	580		580	
横浜—茅ヶ崎 (JR東海道本線)			29.8				
計	2	0	131.2	2,320	0	(A) 2,320	
	日 数		単 価(円)				
日 当	2		1,200		(B)	2,400	
参 加 費	2		30,000		(C)	30,000	
合 計	(A)+(B)+(C)				人	34,720	
	34,720		×		1		

領 収 証

新崎市議会 幹事 加藤大嗣様

No. _____

★ ¥30,000.-

但 第20期自治政策特別講座 受講料として

2018年 2月 9日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒112-0013 東京都文京区普羽1-5-8

新崎市議会 第2オフィス

自治政策

会長

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

政務活動報告書

平成30年3月22日

茅ヶ崎市議会議長
白川 静子 様

(会派名) 絆ちがさき
(氏名) 加藤 大嗣

政務活動の結果は、次のとおりでした。

日 時	平成30年2月8日(木)から2日間
目 的 地 (研 修 地)	ラジオ日本クリエイト会議室 横浜市中区長者町五丁目85 三共横浜ビル3階

政務活動の結果(別紙のとおり)



第20期自治政策特別講座

予算審議と自治体議会の責務

加藤大剛

日時：平成30年2月8日(木), 9日(金)

場所：三井日本クリエイト

第1講議 地方財政の現状と課題

講師 星野泉 明治大学教授

○日本の自治体財政を理解する為には国際比較による各国の特徴と①. 中央・地方型は消費税中心。

②. 地方型は 地方所得税。

日本は折衷型①. 国と地方で税源を共有している部分が多い。

○国と地方の税源配分(平成21年度中心) 租税収入額

○ 租税総額 98.3兆円の内国税 60.0兆円 61%

地方税 38.3兆円 39%

歳入は国 70.7兆円 42%

国と地方の歳入総額 168.3兆円

地方 97.6兆円 58%

○ 又、地方自治体の歳入に2712億円の説明があり、地方歳入

10兆9115億円の由、地方税 390.989億円 (38.4%)、地方

譲与税他 201.888億円 (19.8%)、国庫支出金 112.212億円 (14.9%)

地方債 106,880億円 (10.5%) その他 169,209億円 (16.4%)

とあり、地方財政調整制度(地方交付税)については、

一般財源、財源保障と財源調整機能、基準財政需要額と基準財政収入額を算定しその差額を交付。

補助金(国庫支出金)については 特殊財源、定率補助
 あり。公共事業、生活保護、義務教育職員給与など主要項目
 他。

地方債については 年度をまたぐ自治体の借金、土木・養育
 中心から民生費用係入、臨時財政対策債も急増 他、
 解説がある。

又、政府最終消費支出の内人件費については、日本は
 世界中、例外的に高い。つまり、収入に比べて人件費-社会
 給付費については 73%を占めるにほぼ同じである。またこれより
 人件費を抑える一方で社会保障費負担を多くを配している
 ことが特徴であることが判明した。

(2014年中心)
 地方税の財源配分(国際比較)については 23.5%と高い。

上記より、又、地方税の構成については 個人所得課税 34.0%

法人所得税11.5%, 資産課税28.2%, 一般消費税8.4%
 也。個人所得税91.5%の支配下、法人所得税
 89.1%の支配下、資産課税100%の支配下と比較すると
 各税目毎の課税率はバラバラが整った感じがある。

又、政策分野別社会支出では日本は年金と医療に重点が
 (2011年度対GDP比)
 置かれているが、特徴として我が国が「超高齢社会」に存在
 影響がと理解した。

又、日本はGDP、一般政府経費支出比においては教育費の支出は
 各国と比較して低く、高等教育における自己負担率は高くなっている
 18歳以上の人口比率は、国別平均の男女格差は高い。

又、失業率は11%、寿命延長率も伸びたが、相対貧困
 率も高く、格差が大きいことには早急な改善の要ありと
 認識すべきである。

第2講 自治体系と計画のBCP — 作成と実施性の検討 —

講師 久谷 浩明 東北大学教授

1. 業務継続計画とは

災害発生時 全てのデータを復旧する → X

○ 被災者(地)から取り戻す重要な業務を
まず復旧させる → O

この為に事前に重要な業務を特定し、時間・コスト両面での許容範囲を認識し、目標を立てる。

又、コストを削減し必要な要素、資源を把握すると共に、制約要因の改善策も見出す。事前対策を実施、資源・要素を確保

○ 被害は最小限に抑え、実施可能な応急対応計画と訓練計画も見出し計画(二重業務)を策定、実施する。

以上、大規模災害時にかかる仮想的な業務継続計画(BCP)

は以下の説明がある。

市町村の業務継続計画は以下の要素で

- 1 首長既陣の代行順位及び職員参考体制
- 2 代替庁舎の特定

3. 電気・水・食料等の確保

4. 物資・通信手段の確保

5. 行政手続のハズレ

6. 非常時発生時の整理 かつ、
更効性の有るBCPの存在は

重要業務と目的・期間の検討

・ 重要業務に不可欠な要素・資源の抽出と対策

・ ICT対策

・ ICTの活用可能性(重視)

2. 情報・業務のハズレ

3. 環境・医薬品・食料・飲料水の供給、調達等の確保
が重要である

又、BCPの訓練は定期的に行われ、目的別に実施される。

また、BCPの

第3講義 自治体の取組みと政策の動向
 「『世界気候工社中』首長誓約に向けて」

講師：竹内恒夫 名古屋大学 教授

主にドイツ国内各市におけるエネルギー協同組合、都市
 事業団を例に、電力・ガス・熱の全面自由化に向けた取組と

以降の動向について及び日独の電力事業体制の変遷等を

中心として講義内容であった。ドイツにおいては以下都市

事業団有限公司 (SNM) はドイツ最大の都市事業団で、

1996年 EUの指令を踏まえ1998年に連邦エネルギー事業法が

改正されたことが積極的に事業を展開してきている。

100年以上の歴史を有し、市が100%出資、電力・ガス・熱・水電

交通などの事業を行い、2013年には63億ユーロの売上。

顧客は全国で22万。再生エネルギーとして、水電、風電、

太陽光、バイオ、地熱、~~地熱~~ 国内内外で事業を展開。

370 熱供給発電所、870 熱供給発電所施設、270

地熱供給発電所、120 水電発電所を轄する市内99%

の電力需要を満たしていること。市内熱供給発電所の

市内に40億kWの熱供給。4.5億リットルの石油に代替し

110万トのCO2を削減し、環境省の削減に貢献し、環境大臣の承認を得た。

脱原発(2022年までに19基の原子炉を断絶して廃止)、環境、エネルギーの各分野において総合的な対策を打ち出すことになった。

日本においては、電気は公営の独占事業として運営されてきたが、電力の小売自由化以降、540の事業者が市場に参入、エネルギーの地産地消、CO2削減、地球温暖化防止など、持続可能な社会の実現と強靱な地域づくりが可能とされている。

~~エネルギー政策~~

- 1. 脱原発
- 2. 再生可能エネルギー
- 3. エネルギー

第4講議 地方公共団体の歳入構造と今後の展望

講師 関口 智 立教大学経済学部教授

基本的視点の内、地方の財源不足に注目

国・地方の財源配分	6:4	} 地方支出と地方税収の乖離
国民へのサービス還元	4:6	

○ * さらに二の通り

ホ一即 安定の税源と財政調整の連動 においては
 消費税と法人税の税源交換 他の解説があった
 の安定の偏在度が少ない地方税体系を構築するに
 税源の偏在度が高い法人所得税と

消費税との交換 } 地方消費税は地方
 法人住民税は一度
 国庫に上りてから地方
 交付税の財源に付

○ 一般財源への安定のあり方を万全保

税源の格差の解消については 交付税を利用して 地方の格差
 を是正する。(自治体間における 税源の偏在と財政力の
 格差は 道府県より大きい)

ホ二即 望ましい歳入構造は?

地方税原則

① 受益原則 (⇔ 充能原則) は受益に充てて負担

② 受益性: 受益者に左右地方の受益性がある

③ 普遍性: 地域内に税収が普遍的に存在する

④ 負担分担: 広く一般住民が費用を分担する

⑤ 課税の自主性: 課税標準と税率決定の自主性

特に⑤については 税目に関する課税自主権と税率に関する課税自主権(条件に課税可能)と、財源確保の平等と
この課税自主権を地方に持たせる法改正も行うことが
興味があった。

最後に 日本への歳入構造の方向性として

1) 受益性の偏在度の低い地方税体系の構築

2) 地方公共団体内部の租税体系の議論の重要性

3) 予算審議中の関連財政手段の透明性

の促進を図る

第5講義 介護医療報酬改定と第1期介護保険料率決定

講師 鏡 詢 津佐大司元二項政第部
新換

まず地域包括ケアシステムの深化を考察し、その中で2017年介護保険法の改正の議論の過程が要介護2までを軽度者と
 認定し訪問介護給付の生計援助率の縮減が認め
 結果的に見逃すところにより、介護報酬率の引き上げが
 一存団体によるせいで軽換が認められたこと。又、AAの
 団体が給付の件に精進して訪問型・通所型の事業中心と
 して厚労省の描いた方針の主体の参入は「非実現」に
 した。新しい理念は地域政策
 の自治体が主体的に考え、地域安心に落着く事
 目標とする政策のあり。厚労省や財務省の給付削減の意向
 があるから、自治体が「本気で安心」を即ち
 構築を怠るわけには行かない。見解が示された
 又、地域包括ケアシステムは各自治体が「主体的に地域と
 自治体の地域活性化の役割と自治体は「市民」に
 有する責任を担うこと、地域を丁寧な議論で把握し

ニーズを汲み取り、政策化する人が本来の姿であったとした、
(共担の創造性)

予防給付から新しい総合事業への移行に伴い (介護保険給付
→ 地域支援事業に給付の代替へ移行) 2014年7月28日

に併せて国のガイドラインを参考に、移行の廿七相当と移行後
廿七の互換性について実施する人が、委託機関か、事業者指定か

か、か、報酬や委託料の払い方、実施指針や指導監査、
個別廿七の金額等の項目を自治体や関係機関にヒアリングして

整理した (実際は個別利用契約の存在を把握した)。
地域包括ケアは介護保険制度改正政策の重点政策として

位置づけられた不自然なところ。存在する地域包括ケアの前提は
基本的に雇用や預託金、認知症対策、成年後見制度など

は最後のセーフティネットが担うべき救済的役割を担う役割
であるから福祉的責任が求められたからである。

地域包括ケア = 介に配慮したケア」と言えると思う、
この介護保険法に對しては、その保障料を拠出する介護

者に、一定の限度を超えて給付を担った社会保険政策としての
介護保険とは性格が異なる。

市町村の現場で働く市町村が制訂に附帯、この辺りが好む32年
2016年以降の行政策の女子が非福祉的地域での責任主体
市町村に存在する事例、地域担担IP2は、市町村が地
域で2次母を特色投入中心、地域で構想・運営211が
中心に存在する事例の2次母も思ふ、

以上。